平成２５年（フ）第４１７号
金沢市石引２丁目６番36号　塩谷ビル402号、従前の住所金沢市玉鉾１丁目85番地、従前々の住所金沢市高柳町10の１番地13
債務者　大島　郁夫
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４４１号
金沢市保古３丁目143番地２、従前の住所金沢市山科２丁目12番26号
債務者　ＫＥＮＣｏｍｐａｎｙこと　高柳　豊
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４４８号
金沢市大野町４丁目ル１番地１　県営住宅６棟Ａ304号
債務者　青木　真弓
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２３０号
三重県津市片田志袋町300番地182
債務者　青　美代子
1　決定年月日時　平成25年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２３７号
三重県鈴鹿市岸岡町3439番地　ファミリーフラッツ日勢102、前住所三重県鈴鹿市庄野羽山４丁目14番11号
債務者　林　　伸也
1　決定年月日時　平成25年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第９４号
三重県伊賀市荒木1668番地の15　金丸まさ子方
債務者　細山ゆかり
1　決定年月日時　平成25年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第１７３号
山口県下関市秋根西町２丁目９番６―802号アーバンパレスクレア新下関、前住所山口県下関市伊倉東町１番23―301号
債務者　濱島　美佳（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成25年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第６８号
愛媛県今治市土橋町１丁目４番61号、前住所愛媛県今治市宮下町１丁目１番45号　ガーデンハイツ105
債務者　藤本　辰徳
1　決定年月日時　平成25年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第３４３号
高知市薊野西町１丁目９番19号　コーポ銀河３Ｆ東
債務者　安田　夏奈
1　決定年月日時　平成25年12月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３５７号
高知市中水道２番16号　メゾン寿201号室
債務者　河人　梨香
1　決定年月日時　平成25年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１６９８号
福岡市西区大字女原563番地１
債務者　齊藤　勝美
1　決定年月日時　平成25年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７３２号
福岡市早良区四箇６丁目１番19号
債務者　川崎　裕弥
1　決定年月日時　平成25年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７３３号
福岡市早良区四箇６丁目１番19号
債務者　川崎　千恵（旧姓河口）
1　決定年月日時　平成25年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７７０号
福岡県古賀市花鶴丘２丁目１番７―425号
債務者　吉野　早苗
1　決定年月日時　平成25年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７７７号
福岡市博多区昭南町２丁目２番４号
債務者　池田　雄二
1　決定年月日時　平成25年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７７８号
福岡県糟屋郡志免町南里６丁目21番21号カーサヴェルデ志免Ⅰ―１号
債務者　藤本　千里
1　決定年月日時　平成25年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８３９号
福岡市南区三宅２丁目１番15―201号
債務者　堀田百合子
1　決定年月日時　平成25年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部